

治山砂防課

治山砂防課ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=66103>

平成22年度 事業費

(単位：千円)

◆ 治山費 …………… 1,068,059	◆ 土木総務費 …………… 6,839
◆ 治山施設災害復旧費 …………… 195,000	◆ 河川総務費 …………… 118,243
◆ 治山施設災害関連事業費 …… 366,000	◆ 砂防費 …………… 5,361,329
◆ 災害関連緊急砂防事業費 …… 297,300	◆ 直轄河川海岸事業費負担金 … 240,426
◆ 緊急雇用創出事業 …………… 12,473	

合計 …………… 7,665,669

平成21年度 補正事業費（経済対策）

(単位：千円)

◆ 治山費 …………… 41,253	◆ 砂防費 …………… 543,500
◆ 河川総務費 …………… 144,840	

合計 …………… 729,593

1 土砂災害対応と防止

土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり）発生時には、地域の安心安全を確保するため、速やかに災害関連緊急砂防事業等により復旧を進めます。また、土砂災害防止のため、土砂災害危険箇所における施設整備等のハード対策を推進します。あわせて地域の防災活動や避難体制の強化を図るため土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報の提供などソフト対策を推進し、ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策を実施します。

1) ハード対策

砂防関係事業

■ 通常砂防事業	82 溪流
■ 火山砂防事業	12 溪流
■ 砂防激甚災害対策特別緊急事業	10 溪流
■ 地すべり対策事業	4 地区
■ 急傾斜地崩壊対策事業	23 地区
■ 災害関連緊急砂防事業	土砂災害時に対応

● 災害関連緊急砂防事業 (H19)

平成19年8月発生土砂災害

被災状況



角谷川（若桜町）

災害状況 平成19年8月発生土砂災害

寺谷川（若桜町）



対策事業完了



※ H19 災害 事業進捗率：77.3% <事業費換算>
(H22. 3月末現在)

豪雨により土石流の発生した溪流に砂防えん堤や溪流保全工を整備し、地域を土砂災害から守ります。

●砂防事業



人家背後の砂防えん堤（ダム）により、地域を土砂災害から守ります。

●急傾斜地崩壊対策事業



人家裏の急ながけが崩れないよう対策を行います。写真ではコンクリートの法枠を設置しています。

●地すべり対策事業



地すべりによって被災した地区を復旧します。また、地すべりの恐れのある地区では、集水井や集水ボーリングにより地下水を排除し、地すべりが起こるのを防ぎます。



土砂災害危険箇所と整備率

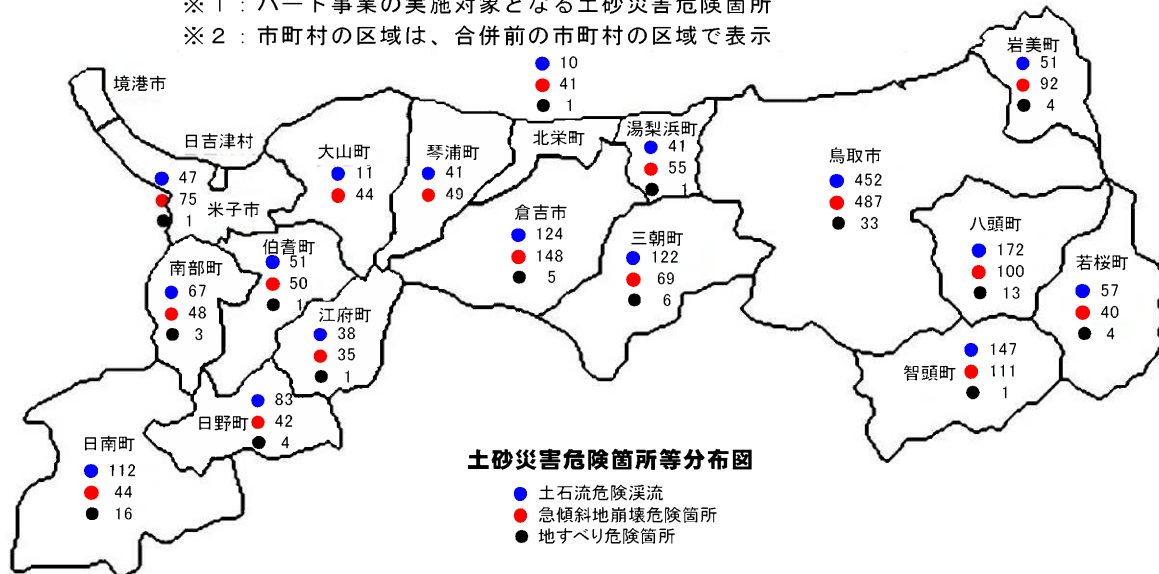
県内には土砂災害の対策が急がれる危険箇所が約3千箇所ありますが、整備された箇所は20%程度しかありません。土砂災害の防止には施設整備が最も有効ですが、多大な費用と期間が必要となるため、防災体制の強化や避難のためのソフト対策を合わせて実施しています。

土砂災害危険箇所整備状況 H22.3月末現在

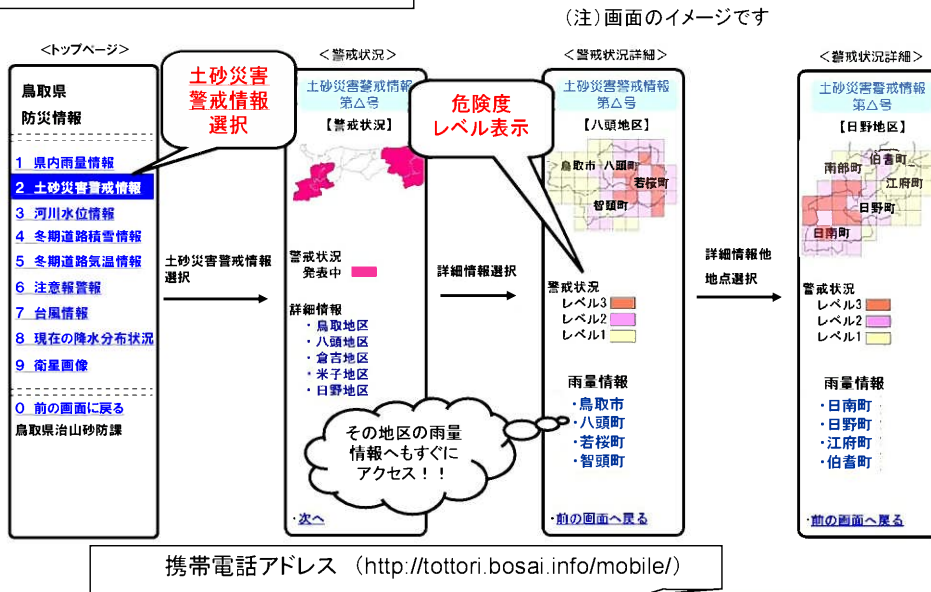
項目	危険箇所数※1	整備数	整備率(%)
土石流危険渓流	1,626	393	24.2
急傾斜地崩壊危険箇所	1,352	275	20.3
地すべり危険箇所	94	18	19.1

※1：ハード事業の実施対象となる土砂災害危険箇所

※2：市町村の区域は、合併前の市町村の区域で表示



携帯電話での土砂災害警戒情報の提供



読み込んでください!!



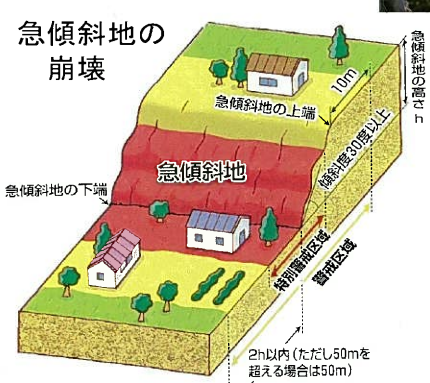
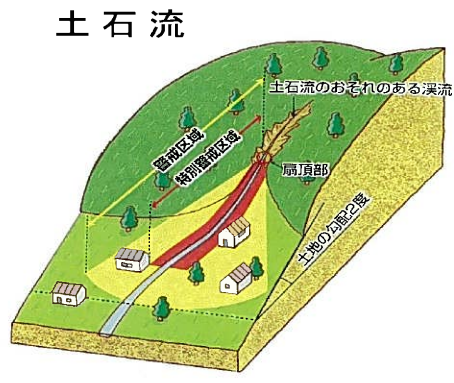
...QRコード

● 「どこが危険なのか？」・・・土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づいて土砂災害の恐れのある危険箇所を土砂災害警戒区域（イエロー区域）に指定しています。これらの区域は県庁、総合事務所、各市町村役場、ホームページで見ることができます。また、住民の方に危険箇所をお知らせするために、危険箇所看板の設置を行っています。

現在、イエロー区域の指定に伴い、市町村ではハザードマップの作成や避難体制の整備が順次進められています。

土砂災害警戒区域等の指定イメージ



危険箇所看板

イエロー区域の中で、特に危険（土砂災害によって家屋が損壊する可能性がある）な区域を土砂災害特別警戒区域（レッド区域）に指定します。レッド区域の土地では、人命を守るため、家を新築・増築する場合に、土砂災害に耐える強い構造の建物にするなどの規制が生じます。

○土砂災害警戒区域指定状況

H22.3月末現在

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21
指定箇所	22 (0)	843 (2)	2,271 (2)	5,268 (2)	5,620 (2)	5,652 (157)

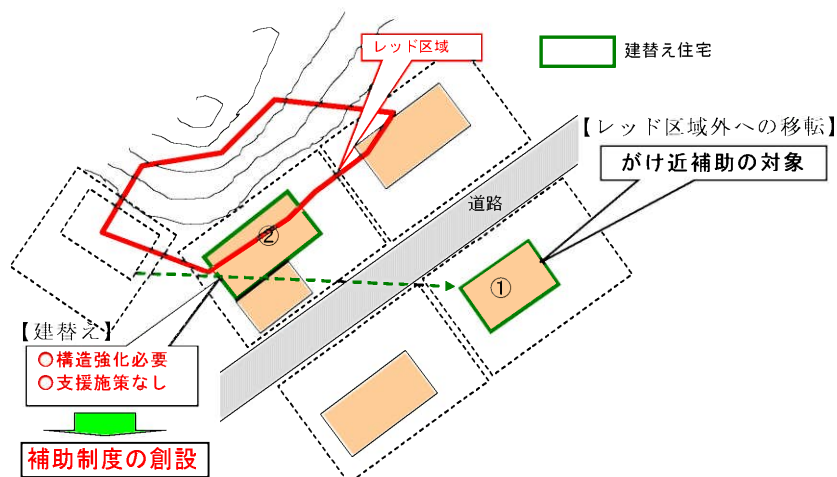
() 内は特別警戒区域の指定箇所数

※指定率 91.6% (指定率：全国第3位)

◇土砂災害特別警戒区域（レッド区域）内の住宅建替え補助制度

レッド区域内での住宅の建替えや増改築時に必要となる建築構造の強化に対して補助制度がないことから、中山間地の持続的な発展に資するものとして、レッド区域内での住宅の建替え等に対する補助制度を平成21年度に創設し、住民の負担軽減、定住化を支援することとしています。

- 事業主体：市町村（間接補助）
- 補助対象：レッド区域内で住宅の建て替え又は増改築を行う建築主
- 補助内容：金融機関等からの借入金利子相当額に対する補助（利子補給方式）
補助額の2分の1ずつを県、市町村が負担
(県補助限度額は1件当たり100万円)



◇砂防ボランティアとの連携

鳥取県砂防ボランティア協会との共同により、6月の土砂災害防止月間を中心に危険箇所及び既存治山・砂防施設の点検や、土砂災害に対する防災意識向上を図る住民や小中学生を対象とした講習会等を実施し、土砂災害防止を推進しています。



防災教育の様子



施設点検の様子

◇防災教育の取組み

土砂災害などの自然災害から身を守る防災意識の啓発を図ると共に、児童を通じて家庭や地域の防災意識の向上や将来の防災活動の担い手となる人材育成を促進するための取組みを行っています。

【取組事例】



理科の授業で、簡単な模型実験など



社会科の授業で、防災クイズなど



総合学習の授業で、防災マップづくりや現場見学な



15:06



鳥取大学等との連携

【土砂災害防止に関する防災教育の実施状況】

(H22.3月末現在)

地区等 年度	東部地区		八頭地区		中部地区		西部地区		日野地区		合計	
	学校数	回数	学校数	回数	学校数	回数	学校数	回数	学校数	回数	学校数	回数
H16	—	—	3	3	—	—	1	1	1	1	5	5
H17	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	6	6
H18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	5
H19	1	1	1	1	1	1	—	—	1	1	4	4
H20	1	1	—	—	2	2	—	—	1	1	4	4
H21	10	13	1	1	4	4	1	1	1	1	17	20

《平成21年度市町別実施回数》

鳥取市 12回 三朝町 1回
岩美町 1回 琴浦町 3回
若桜町 1回 日南町 1回
大山町 1回

2 森林の公益的機能の復旧、維持・強化

災害等で失われた森林の働き（山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全・形成等）を回復させ、さらにその機能を高めることによって、災害に強い安全な県土を作るとともに、水源地域の機能を強化して安定した水の供給と緑豊かな住み良い生活環境を作ります。

また近年は、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素の吸収源といった役割が注目されるなど、その役割は多様化しています。これら森林の機能の復旧、強化のために必要な森林土木工事や森林の造成・整備を推進します。

治山事業

- 山地治山事業 2 1 地区
- 防災林整備事業 1 地区
- 特定流域総合治山事業 1 地区
- 山地災害総合減災対策治山事業 3 地区
- 地すべり防止事業 1 地区
- 漁場保全の森づくり事業 9 地区
- 災害関連緊急治山事業 災害発生時に対応

●防災林整備事業

（海岸防災林造成事業）



下神地区(北栄町)

海岸の防風林を守るため間伐材を利用した防風施設を設置し、松の植林を行っています。

●山地治山事業（復旧治山事業）（山腹工）

山林の崩壊地の復旧と合わせて植林を行い、森林の回復を図ります。



智頭町大呂

崩壊状況（S40年代）



工事完成後（S40年代）



森林回復後（H15）

●山地治山事業（復旧治山事業）（溪間工）

荒廃した溪流の復旧を行い、えん堤や溪流工により山林の安定と土砂の流出を防ぎます。



智頭町中原

崩壊状況（S50年代）



工事完成後（S50年代）



溪流安定（H19）

●近年の災害復旧事例：災害関連緊急治山事業（溪間工）

災害発生時にはすみやかに復旧に着手し、再び災害が起こらないよう対策を行います。



八頭町北山

災害発生（H19.8）



施工中



復旧完了（H20.9）

●近年の災害復旧事例：災害関連緊急治山事業（山腹工）

急な山林斜面も復旧を行い、植林をして再び森林の回復を図ります。



琴浦町太一垣

災害発生（H19.9）



施工中



復旧完了（H20.10）

※H19災害 事業進捗率：100%〈事業費換算〉（H21.3月末現在）

◎地球温暖化防止の取組

森林のもつ国土の保全や地球温暖化防止などの公益的機能を発揮していくためには、森林を適切に整備・保全し、間伐等の手入れを進めていく必要があります。

地球温暖化防止において、我が国は温室効果ガスを森林による吸収源で確保するなどにより1990年に対して25%削減する目標を掲げています。

このため、本県においても森林整備事業に携わる関係各課が連携し、平成19年から24年までの6年間において4,180ha/年の達成に向け、強力に森林整備を進めることとしています。



適正な森林整備
治山施設の設置



6年間(H19~24年)で25,080haの森林整備

3 採石場、砂利採取場の許認可及び指導

岩石採取場及び砂利採取場における災害の発生を防止し、適正な採取及び跡地整備が行われるよう指導の徹底を図るため、平成15年度に全国の都道府県では初めて条例、規則等を制定し、さらに、平成17年度から鳥取県採石場安全対策審議会を設置し、地質、環境等について専門家の意見を聴き、採石場の安全対策及び認可の是非の判断の参考とし、災害防止や環境保全をより一層進めることとしています。

また、認可基準や指導基準を適切に運用するため現地地点検や研修会等を実施しています。

●鳥取県採石場安全対策審議会の実施



●採石場の防災対策のため現地地点検実施

